## 行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）　（単位：円）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 業務費用 | | | |
| | ⑴損益計算書上の費用 | | | |
| | 業務費 | 160,376,546,423 | | |
| | 受託費 | 36,334,173,468 | | |
| | 一般管理費 | 6,578,255,923 | | |
| | 財務費用 | 84,198,315 | | |
| | 雑損 | 29,668,272 | | |
| | 臨時損失 | 12,404,645,199 | | |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 27,275,200 | 215,834,762,800 | |
| | ⑵（控除）自己収入等 | | | |
| | 受託収入 | | | |
| | 政府関係受託収入 | △ 34,027,944,541 | | |
| | 民間等受託収入 | △ 1,991,182,694 | | |
| | 財産賃貸等収入 | △ 304,948,329 | | |
| | 寄附金収益 | △ 9,999,254 | | |
| | 資産見返寄附金戻入 | △ 221,389,245 | | |
| | 財務収益 | △ 10,633,605 | | |
| | 雑益 | △ 470,842,732 | | |
| | 臨時利益 | △ 320,231,197 | △ 37,357,171,597 | |
| | 業務費用合計 | | | 178,477,591,203 |
| Ⅱ | 損益外減価償却相当額 | | | 22,840,499,344 |
| Ⅲ | 損益外利息費用相当額 | | | 941,535 |
| Ⅳ | 損益外除売却差額相当額 | | | 126,923,794 |
| Ⅴ | 引当外賞与見積額 | | | 47,766,716 |
| Ⅵ | 引当外退職給付増加見積額 | | | △ 13,337,205,003 |
| Ⅶ | 機会費用 | | | |
| | 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | 106,774,582 | | |
| | 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用 | 140,009,255 | | 246,783,837 |
| Ⅷ | （控除）法人税等及び国庫納付額 | | | △ 27,275,200 |
| Ⅸ | 行政サービス実施コスト | | | 188,376,026,226 |

## 注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ832,714,619円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

また、業務達成基準の採用に伴い、収益化単位の事業と業務費及び一般管理費の対応関係を明確化し、当事業年度より、経費の計上区分を変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、一般管理費が795,715,393円増加し、業務費が同額減少しておりますが、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ２～50年 |
| 構築物 | ２～72年 |
| 機械装置 | ２～18年 |
| 航空機 | ２～８年 |
| 人工衛星 | １～10年 |

なお、人工衛星の耐用年数については、原則として定常運用期間又はミッション期間を基礎として算出しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。